

志村 皐月さん 一家

5名が永住帰国

昨年十二月二十五日、中国黒竜江省から志村皐月さん一家が帰ってきました。志村皐月さんは、さきに帰国した志村寛一さんの妹さん。皐月さん一家五人は、翌二十六日市役所を訪れ、都倉市長に帰国の報告をしました。

市長は「慣れないことばかりだと思いますが頑張ってくださいね」と激励。

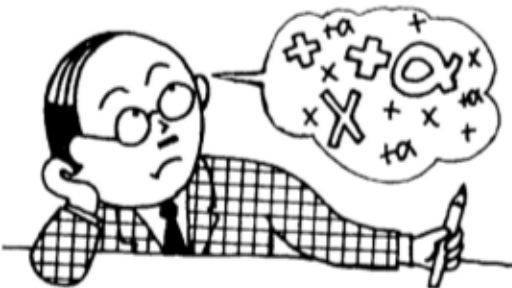
また、一月七日には、名付け親となった市長から命名紙が手渡されました。

夫の徳山さん(58)は徳夫、長男の立軍さん(20)は達也、二男の立国さん(12)は国夫、四女の立零さん(16)は理華。

日本名が決まって喜ぶ一方、まだ不安げな表情が印象的でした。



あなたの年金相談室



Q サラリーマンの妻で今まで国民年金に任意加入してきた者はどうなるのですか。改正前の加入期間は有効で

志村さん一家は、兄寛一さんと同じ市営鹿留団地(鹿留一二四番地二一八)に入居いたしました。

なお、兄寛一さんと民夫さんと同様、徳夫さん、達也さんは、(株)相川プレス工業のご好意により、職場通学訓練を受け会社に勤めはじめました。多くの方々のご好意に感謝申し上げます。

すか。

A 一、厚生年金保険の被保険者の配偶者であって二十歳以上六十歳未満である者は、現在国民年金に任意加入している者も任意加入していない者も、すべて、施行日以後は強制加入することになります。

二、今回の改正では、改正前の国民年金の保険料納付済期間や保険料免除期間は、改正後の国民年金に引き継がれ給付の算定に算入されることになっています。

これにより、改正前にすでに任意加入していた期間はその実績が給付に反映されますので、任意加入の期間がまったくなく改正後に初めて強制加入被保険者となった場合よりも、それだけ老齢基礎年金の額が高くなります。

Q 第三号被保険者の届書を提出すると夫の厚生年金保険料に妻の分が含まれると聞きましたが、その分夫の負担額が多くなるのでしょうか。

A 四月一日から、厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者は、国民年金の第三号被保険者と同様ですが、国民年金の保険料を負担する必要はありません。妻も国民年金から

老齢基礎年金をうけることになりませんが、その費用負担は厚生年金制度全体で提出することになるからです。

一例をあげますと、標準月収二十万円の人の厚生年金保険料は一万六千四百円でしたが、昭和六十年十月一日改正により一万二千四百円に引き上げられました。又、月収三十万円の人は毎月一万八千六百円となりますがこれは物価スライドによるものであり、第三号の妻がいても、いなくても保険料は変わりません。このことは、健康保険の保険料負担は被保険者本人だけにあって、家族保険料はないが、被扶養者となった者に対して家族給付がされるしくみと同じです。

なお、夫が厚生年金保険の被保険者でなくなったときに、その妻が六十歳未満であれば、それ以後は、妻は国民年金の第一号被保険者となりますので、とうぜん国民年金の保険料を負担しなければなりません。

また、被用者の妻が附加保険料を納めることは、昭和六十年四月からはできなくなります。